



平成16年 3月 12日

各 位

会 社 名 株式会社イチヤ
代表者名 取締役社長 吉 岡 公 和
(登録銘柄 コード番号 9968)
問合せ先 取締役財務本部長
曾 我 部 達 雄
(TEL. 088 - 823 - 2638)

定款の一部変更についてのお知らせ

当社はこの度、平成16年3月12日開催の当社取締役会において、平成16年5月12日開催予定の臨時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会開催予定日
平成16年5月12日(水)
2. 定款の一部変更の趣旨及び目的
将来の事業拡大に備えて事業目的を追加するものであります。
将来の新株式発行に備えて、会社が発行する株式の総数を変更するものであります。
「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号施行日平成15年4月1日)により、株券失効制度の創設、株主総会特別決議の定足数を総株主の議決権の3分の1以上までに緩和することが認められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。
3. 変更の内容
別紙記載のとおり。

以 上

(下線箇所は変更部分です)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 - 紳士服、婦人服、子供服など衣料品およびそれらの付属品ならびに衣料用繊維製品の販売、製造および修理加工 靴、鞆、ベルトなど皮製品、帽子、傘および日用品雑貨の販売 - 煙草、酒類およびジュース類の販売 - 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 - 下記物品の輸出入および販売 食料品、衣料品、玩具、スポーツ用品、家具、日用品雑貨、室内装飾品、絵画、美術品 - 不動産の売買、賃貸、仲介および管理 - 店舗内装および建築工事の企画、請負および施工 - 各種広告、宣伝の企画、立案、製作および取次ならびに代理 - 飲食店の経営 - フランチャイズシステムによる飲食店の経営 - コンピュータソフトウェア・ハードウェアの開発および販売 - 携帯電話機、簡易携帯電話機等移動体通信機器の販売 (新設) - 有価証券の投資および運用 - 総合リース業 - 貨物運送代理店業 - ホテルおよび旅館ならびにスポーツ施設の経営および指導 - セキュリティ機器の開発、製造および販売 - 情報処理カードシステム機器の開発、製造および販売	第 1 章 総 則 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 - 紳士服、婦人服、子供服など衣料品およびそれらの付属品ならびに衣料用繊維製品の販売、製造および修理加工 靴、鞆、ベルトなど皮製品、帽子、傘および日用品雑貨の販売 - 煙草、酒類およびジュース類の販売 - 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 - 下記物品の輸出入および販売 食料品、衣料品、玩具、スポーツ用品、家具、日用品雑貨、室内装飾品、絵画、美術品、自動車、自動車部品、工作機械およびその部品 - 不動産の売買、賃貸、仲介および管理 - 店舗内装および建築工事の企画、請負および施工 - 各種広告、宣伝の企画、立案、製作および取次ならびに代理 - 飲食店の経営 - フランチャイズシステムによる飲食店の経営 - コンピュータソフトウェア・ハードウェアの開発および販売 - 携帯電話機、簡易携帯電話機等移動体通信機器の販売 - 移動体通信に関するソフトウェアの製作および販売 - 有価証券の投資および運用 - 総合リース業 - 貨物運送代理店業 - ホテルおよび旅館ならびにスポーツ施設の経営および指導 - セキュリティ機器の開発、製造および販売 - 情報処理カードシステム機器の開発、製造および販売

現 行 定 款	変 更 案
19. 出版および印刷に関する業務 20. インターネットの接続事業、接続仲介およびアクセスサービス業 21. インターネットを利用した各種の情報処理、情報提供サービス業務、広告業務、通信販売業務および輸入代行業務 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 22. 各種商品券およびプリペイドカードの販売および取次ならびに代理 23. 貸金業 24. 磁気ディスク、光ディスクおよび半導体などによる情報記録システムの企画、製作および販売 25. 磁気ディスク、光ディスクなどの製造機械および梱包機械の販売 26. 前各号に附帯する一切の業務 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、<u>223,700,000株</u>とする。ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。 (名義書換代理人) 第8条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取	20. 出版および印刷に関する業務 21. インターネットの接続事業、接続仲介およびアクセスサービス業 22. インターネットを利用した各種の情報処理、情報提供サービス業務、広告業務、通信販売業務および輸入代行業務 23. <u>コンピュータ関連映像情報ソフトおよび各種映像番組の企画、製作および販売</u> 24. <u>コンピュータと電気通信回線の結合による通信網の研究開発</u> 25. <u>乾電池、バッテリーおよび各種燃料電池の製造、販売</u> 26. <u>光学機械用レンズ、プリズムの製造、販売</u> 27. <u>企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介および斡旋</u> 28. <u>経営コンサルタント業務</u> 29. 各種商品券およびプリペイドカードの販売および取次ならびに代理 30. 貸金業 31. 磁気ディスク、光ディスクおよび半導体などによる情報記録システムの企画、製作および販売 32. 磁気ディスク、光ディスクなどの製造機械および梱包機械の販売 33. 前各号に附帯する一切の業務 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、<u>375,000,000株</u>とする。ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。 (名義書換代理人) 第8条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>および株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・<u>株券喪失登録簿</u>への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他

現 行 定 款	変 更 案
扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則) 第 9 条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。 第 3 章 株主総会 (決議) 第 13 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。 (新設)	株式に関する事務は名義書換代理人に扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則) 第 9 条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿・<u>株券喪失登録簿</u>への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。 第 3 章 株主総会 (決議) 第 13 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。 <u>2 . 商法 343 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。</u>